
議題	テーマ提言について
項目	前回までの企業会計基準諮問会議における新規テーマの提案 のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更 基準諮問会議における検討の経緯

I. 本資料の目的

1. 本資料は、新規テーマの提案である「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」について、2025 年 11 月 17 日に開催された第 55 回企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）の後の状況をご報告し、それを踏まえてご意見をいただくことを目的としている。
2. テーマ提案書は別紙 1 のとおりである。

II. 第 54 回及び第 55 回基準諮問会議の概要

第 54 回基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）

3. 第 54 回基準諮問会議では、テーマ提案者から前項のテーマ提案書及び追加資料を用いて提案が説明された。
4. また、事務局からは、次に関する分析を示した。
 - (1) 会計基準（日本基準、IFRS 会計基準、米国会計基準）の取扱いの確認及び基準開発の動向
 - (2) テーマ提案の内容の確認
 - (3) テーマ提言の要因に照らしたテーマ提案の分析会計基準のレベルのテーマに関するテーマ提言の要因には次がある。
 - ① 広範な影響があるか。
 - ② 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
 - ③ 企業会計基準委員会（ASBJ）が取り扱うべき内容か。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- ④ 現行の会計基準の改善が見込まれるか。
 - ⑤ 適時に会計基準の開発が可能か。
5. 前項の分析を踏まえて、提案により会計基準として改善が見込まれるかどうか、まずスタートアップの関係者の意見聴取をASBJに依頼することを提案した。議論の結果、2025年11月に開催予定の基準諮問会議までに主にスタートアップの関係者の意見聴取を行うこと、企業会計基準委員会のリソースの許す範囲でより幅広い関係者に対象を広げることをASBJに依頼することとされ、第551回企業会計基準委員会（2025年7月24日開催）において、石原議長より依頼が行われた。

第55回基準諮問会議（2025年11月17日開催）

（意見聴取の報告）

6. 第55回基準諮問会議までにASBJで行われた意見聴取の状況について、ASBJから報告を受けた。

意見聴取の概要・形式

意見聴取は財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人及び学識経験者を対象として、テーマ提案を行った関係者及び同提案に賛同する関係者に限定せず、異なる見解を有する関係者も対象に実施された。スタートアップの関係者から意見聴取を進めることとし、それ以外の関係者への拡大についてはASBJのリソースに基づいて判断が行われた。意見聴取は対面で行い、公聴会としてZoomウェビナーを通じてライブ配信を行うことで一般に公開し、傍聴可能とする形式で行われた（意見聴取の様子の録画及び関係者が使用した資料等についてはウェブサイトで公開した）。

第55回基準諮問会議までに行われた意見聴取

各公聴会の議事録はウェブサイトで公開されており、第55回基準諮問会議における報告の一部として配布されている。

公聴会（委員会） 開催日	属性	意見聴取対象者
第1回（第552回） 2025年8月12日	学識経験者	一橋大学大学院経営管理研究科 教授 野間幹晴様 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授 芦澤美智子様
第2回（第554回） 2025年9月3日	財務諸表作成者	株式会社ソラコム Chief of Staff/Head of Corporate Development 山崎紘彰様 株式会社 SmartHR 取締役 CFO 森雄志様

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

		株式会社ブイキューブ 代表取締役社長 兼 グループ CEO 間下直晃様 スギホールディングス株式会社 執行役員 経営企画・財務 担当 笠井真様
	財務諸表利用 者	りそなアセットマネジメント株式会社 株式運用部 チーフ・ファンド・マネージャー 井浦広樹様 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長、株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ 代表取締役社長 CEO/マネージングパートナー 郷治友孝様 一般社団法人日本プライベート・エクイティ協会 会長 飯沼良介様
第3回(第556回) 2025年9月18日	監査人	PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 齋藤勝彦様 太陽有限責任監査法人 シニアパートナー 柴谷哲朗様
	学識経験者	追手門学院大学 経営学部 教授 宮宇地俊岳様
第4回(第558回) 2025年10月7日	監査人	有限責任 あずさ監査法人 パートナー 阿部博様 EY 新日本有限責任監査法人 パートナー 齊藤直人様 有限責任監査法人トーマツ パートナー 東川裕樹様 PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 加藤正英様
第5回(第560回) 2025年10月20日	財務諸表利用 者	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話 人 永沢裕美子様
第6回(第562回) 2025年11月4日	財務諸表利用 者	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表 三瓶裕喜様 野村アセットマネジメント株式会社 サステナブル投資戦略室 室長 大島彰雄様 株式会社格付投資情報センター 格付本部 コーポレート4 部長 渡辺博紀様

(意見聴取の報告を踏まえての審議)

7. 次の点について基準諮問会議委員の発言が求められた。
 - A. 意見聴取の報告を受けての感触や意見
 - B. 今後の進め方
 - (a) 公聴会の実施範囲の十分性
 - (b) 追加の情報収集に関する範囲
 - (c) 次回の基準諮問会議の進め方

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

8. 聞かれた発言の詳細は別紙 4 のとおりである。このうち、基準諮問会議事務局として留意した点は次のとおりである。

A と B に横断する事項

- (1) 「会計基準としての改善」とは何かを整理すべきである。
- ① いわゆる概念フレームワークの質的特性(意思決定との関連性、表現の忠実性など)が観点として考えられる。
 - ② ①の質的特性のうち、特に比較可能性を重視すべきである。
 - ③ 特定の政策効果を重視し過ぎると、会計基準の中立性、信頼性を低下させる。
 - ④ 導入にあたってのコストを十分に考慮すべきである。

主に A に関する事項

- (2) 自社の経験から、ネガティブサプライズでしか残高が減少しない会計処理には懸念があり、償却を維持することが望ましい。
- (3) 自社の経験から、非償却が M&A の促進に役立ったと考えている。
- (4) のれん償却前利益の表示は検討すべき方向性の 1 つである。
- (5) 一部の観点は優先度を下げてもよい。
- ① 償却と非償却の間の選択制
 - ② 償却を維持する間の償却費の営業外損益、特別損益での表示
- (6) 非償却の会計処理を検討する場合には、無形資産の取扱いについても包括的な検討を行うことが望ましい。
- (7) 減損会計について見直す可能性のある領域を識別して、のれん以外も含めて影響を調査すべきである。
- (8) 意見聴取で指摘された内容について確認したい。
- ① のれんの会計処理の違いが銀行の融資判断に影響を与える可能性があるとの指摘
 - ② 作成者から聞かれた海外投資家の財務諸表の情報利用方法と、利用者から聞かれた財務諸表の情報利用方法の違いが見られる点

主に B(a)に関する事項

- (9) 意見聴取で幅広い意見が聞かれ有益であった。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(10) 追加の意見聴取が必要である。例えば次の意見聴取である。

- ① 償却を支持する作成者の意見
- ② 非償却を導入する場合の実務負担
- ③ 非償却を導入する場合の中小監査法人の対応可能性
- ④ 一定の状況に直面している関係者の意見 (M&A を活発に行っている企業、のれん・有形固定資産の残高が大きな企業)

主に B(b)に関する事項

(11) 追加の情報収集が必要であり、事務局の示した例 (会社法上の取扱い、税務上の取扱い) に同意する。

(12) 単体財務諸表への影響についても重要であり、分析を行うべきである。

主に B(c)に関する事項

(13) 特に異論は聞かれていない。

III. 第 55 回基準諮問会議を受けた対応

9. 第 55 回基準諮問会議で聞かれた意見を踏まえて、企業会計基準委員会で追加の意見聴取が実施されている。

公聴会 (委員会) 開催日	属 性	意見聴取対象者
第 7 回 (第 567 回) 2026 年 1 月 20 日	財務諸表作成者 (i)	日本製鉄株式会社 財務部 決算室長 松本道彰様
第 8 回 (第 570 回) 2026 年 2 月 24 日	財務諸表作成者 (ii)	旭化成株式会社 経理・財務部 部付 リードエキスパート 手塚史様 株式会社串カツ田中ホールディングス (現 株式会社ユニシアホールディングス) 執行役員 管理部長 岩本一将様 ENEOS ホールディングス株式会社 インベスター・リレーションズ部 久野俊介様
	監査人 (iii)	監査法人 A&A パートナーズ パートナー 森脇毅様 監査法人アヴァンティア パートナー 奥村俊樹様
	財務諸表利用	一般社団法人 全国銀行協会 企画部 次長 遠藤績徳様

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

	者(iv)	
--	-------	--

10. 前項の意見聴取のうち、財務諸表作成者(i)及び(ii)については、本資料第8項(10)のとおり、第55回基準諮問会議で追加の意見聴取が必要とされた項目のうち、主に①「償却を支持する作成者の意見」及び②「非償却を導入する場合の実務負担」に対応するものである。監査人(iii)については、主に③「非償却を導入する場合の中小監査法人の対応可能性」に対応するものである。
11. 財務諸表利用者(iv)については、本資料第8項(8)にあるとおり、意見聴取で指摘された内容の確認のうち、①「のれんの会計処理の違いが銀行の融資判断に影響を与える可能性があるとの指摘」について確認を行ったものである。
12. 一方、本資料第8項(8)②「作成者から聞かれた海外投資家の財務諸表の情報利用方法と、利用者から聞かれた財務諸表の情報利用方法の違いが見られる点」については、意見聴取対象者の選定・依頼が困難であったことから、公聴会形式の意見聴取は実施していない。ただし、事務局が一部の関係者に対してヒアリングを実施した中では、両者の情報の利用方法の違いは、投資対象を選別していく初期の段階か、さらにステージが進んで詳細な財務分析を行っていく段階かの投資のステージの違いによるものと考えられ、意見聴取で示された情報の矛盾を示すものではないと考えている。
13. このほか第55回基準諮問会議で聞かれた意見を踏まえて、事務局では次の対応を行っている。
 - (1) 意見聴取の見解の整理（資料(1)-2-2）
 - (2) 追加の情報収集（会社法の取扱い、税務上の取扱い、単体財務諸表への影響の整理）（資料(1)-2-3）
 - (3) これまでの見解等を踏まえた分析（資料(1)-2-4）

ディスカッション・ポイント

前項までの基準諮問会議事務局の整理についてご質問があればいただきたい。

以 上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

テーマ提案書

提案者

公益社団法人 経済同友会
一般社団法人 新経済連盟
一般社団法人 インパクトスタートアップ協会
一般社団法人 M&A 支援機関協会
一般社団法人 シェアリングエコノミー協会
一般社団法人 スタートアップエコシステム協会
一般社団法人 スタートアップ協会
一般社団法人 東京ニュービジネス協議会
一般社団法人 日本スタートアップ支援協会
一般社団法人 日本取締役協会
一般社団法人 日本プライベート・エクイティ協会
一般社団法人 日本ベンチャーキャピタル協会
一般社団法人 Fintech 協会
スタートアップ有志 35 社（別紙 2 参照）
企業経営者有志 138 名（別紙 3 参照）

<会計基準レベル>

(テーマ)

のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更

(提案理由)

日本企業会計基準（以下 JGAAP という。）におけるのれんの会計処理については、本年 3 月 28 日に規制改革推進会議スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループにおいて議論が行われたところ、現行の会計処理については、下記のような問題点が指摘された。

1. JGAAP の国際的コンバージェンス

2001 年から米国会計基準（以下 USGAAP という。）がのれんの非償却に舵を切り、国際会計基準（以下 IFRS という。）では 2004 年からのれんの非償却を適用している。

日本は国際会計基準審議会（以下 IASB という。）に対して IFRS におけるのれんの償却導入を提案していたが、IASB は 2022 年にのれんの会計処理について減損のみのアプローチを維持することを決定した。また、USGAAP の設定主体である米国

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

財務会計基準審議会（FASB）においても 2022 年にのれんの償却検討について会計基準開発から除外することを決定した。

のれんの償却・非償却のどちらにも利がある中、会計理論的には議論が分かれているところであるものの、のれんの非償却を継続する国際的潮流の中で、のれん償却を義務づける JGAAP は、日本企業と欧州・米国企業における会計数値の企業間比較の障害となっている上、その差異があることによって、株式マーケットにおける経済的合理性の観点から日本企業の国際競争環境に悪影響を与えているとの声も挙がっている。

そのため、IASB において減損のみのアプローチを維持することとなった以上、その間、JGAAP においても、国際的潮流に合わせてのれんの非償却を導入し、採用する会計基準によって日本企業の競争力に優劣が生じることがないようにすべきである。

2. 近年の無形資産型ビジネスモデル

現代の成長セクターは無形資産型、知識集約型のビジネスモデルの産業群であり、このような企業においてはバランスシートに M&A を通じて巨大なのれんが計上されるケースが増えていく。無形資産型の企業の実態を記述するうえで、のれんを経年劣化で減耗する有形資産類似的に捉えるのではなく、時価会計的な捉え方で価値の再評価を行う方が適合性が高い。現代の無形資産型、知識集約型ビジネスモデルの隆盛は、AI の爆発的進化も始まったデジタルトランスフォーメーションの進展から見て今後変わることはないと思われることから、企業会計制度も規則的な償却ではなく、現代のビジネスモデルにフィットしたのれんの非償却を導入すべきである。

3. 日本の社会課題への対応

日本は、一般的には、新しい技術やビジネスモデルを有する急成長を目指す企業であると指摘されることがあるが、スタートアップへの投資規模が小さくスタートアップが成長しにくい環境にあることから、政府は 2022 年に決定した「スタートアップ育成 5 年計画」においてスタートアップ投資額を 2027 年度に 10 兆円規模とする目標を掲げ、スタートアップを成長させる M&A の促進を図ることとしている。

しかし、M&A の際に発生するのれんについて、IFRS とは異なり、JGAAP では定期償却し営業費用として計上することが求められていることが、M&A を阻害していると指摘されており、経済同友会が実施したアンケートにおいては、70%超の経営者がのれんの規則的償却が M&A 検討の障害になっており、約半数の経営者はのれんの償却負担を考慮して M&A を断念したことがあると回答している。買収をすると、のれんの償却により買収先企業の利益が目減りもしくは赤字に転落する（通称「のれん負け」）ことがあり、連結時の利益が本来の 2 社合計の利益より減ることが株式市場

からネガティブに捉えられ、批判や、株価の低下を招くことが多くなるからである。

特にスタートアップについては、企業価値に占める純資産の割合が小さいため、買収企業はのれん償却費の影響を大きく受けやすく、買収の対象となりにくい。また、買収側の立場で見た時に、スタートアップの買収を行うと、買収後の事業の状況にかかわらず、一律に一定期間の収益が圧迫されるため買収を行うためのハードルが高くなる。

なお、スタートアップ企業の中でも、上場し、買収側に回る企業も出ているが、IFRSへの移行はコストが大きいため、成長途上であり、資金力・利益余力に乏しい上場スタートアップや中堅企業が、海外で実施されている同業又は隣接業種の買収による事業を拡大していくことが困難な状況が生じている。

更には、のれんの償却負担自体、キャッシュフローに影響を与えないものの、特にスタートアップを含む中小型株はアナリスト等の分析対象にならずに営業利益をベースに個人投資家が中心となる資本市場から評価されるという構造的な問題も存在しているところであり、「中堅企業成長ビジョン」（令和7年2月21日中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ決定）においても、指摘されているところである。

決算短信や決算説明資料等において、EBITDA等ののれん償却費の影響を除く営業利益を開示する取組を行っている企業もあるものの、EBITDA等の独自指標は会計基準で決まっている定義はなく、他社との比較可能な数字になっていないことから、資本市場から評価されない実態があり、その点は、スタートアップに限らずJGAAPを用いる日本企業全体に係る問題である。

これらのことから、のれんの償却が上場後のスタートアップの成長の阻害要因になっているという声が強くなり、上場後5年後に100億円以上の時価総額を上場維持基準とする方向での議論がある中、スタートアップの出口の確保と上場後の規模の拡大の為に、日本基準におけるのれんの償却を見直すことが強く求められている。

なお、選択制を採用した場合であっても、事業者が一度採用した会計方針をみだりに変更すべきではないことは当然である。

また、のれんの償却費は、営業収益に対する投資原価であるという考え方に基づき営業費用（販売費及び一般管理費）として計上することとされているところ、M&Aの取得原価の配分（PPA）が平成20年に義務化されて以降、収益性の高い資産をのれんから除外する会計処理が定着し、精緻化する中で、識別不能な資産であり、営業活動への直接的な寄与が不明確なのれんについて、その償却費を営業費用として扱うことは実態に合わなくなりつつあるという指摘がある。

上記を踏まえ、規制改革推進会議委員から、以下2点に係る検討提案をFASF・ASBJに行うこととされた。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- ・速やかに行うべき短期措置として、のれん償却費の計上科目を現状の営業費用から営業外費用に変更すること
- ・短・中期的な措置として、のれんの定期償却を見直し、非償却とすること又は償却・非償却の選択を可能にすること

(具体的内容)

以下の両事項について、速やかに検討を開始いただき、1については遅くともスタートアップ育成5か年計画の終期である2027年度までに結論・措置に至るよう検討いただきたい。2については、1よりも早期に、2026年度の結論・措置の可能性も含めて検討いただきたい。

1. のれんの非償却を導入（選択制）

のれんの償却と併せてのれんの非償却も認める選択制を適用する。

2. のれん償却費の計上区分変更

現在、販売費及び一般管理費として営業費用に計上しているのれんの償却費を営業外費用もしくは特別損失に計上する。

以 上

【別紙2】スタートアップ有志35社一覧

セーフィー株式会社
弁護士ドットコム株式会社
株式会社 ACSL
AnyMind Group 株式会社
株式会社 GENDA
さくらインターネット株式会社
株式会社 ABEJA
五常・アンド・カンパニー株式会社
株式会社ハウテレビジョン
note 株式会社
株式会社技術承継機構
株式会社サーバーワークス
Terra Drone 株式会社
株式会社スマートドライブ
ラクスル株式会社
株式会社 BuySell Technologies
株式会社ビザスク
株式会社フレクト
株式会社 Sapeet
株式会社ヌーラボ
ニューラルグループ株式会社
エコモット株式会社
株式会社 INFORICH
株式会社ヤプリ
株式会社 Photosynth
株式会社 JDSC
株式会社アイデミー
Kudan 株式会社
株式会社 kubell
株式会社 ispace
株式会社 FCE
株式会社うるる
株式会社ソラコム
株式会社 pluszero
株式会社 MFS

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

【別紙3】企業経営者有志 138 名一覧

(氏名五十音順、所属は 2023 年 7 月時点)

セグエグループ株式会社	愛須 康之
株式会社 ASJ	青木 邦哲
ランサーズ株式会社	秋好 陽介
浅沼建物株式会社	浅沼 章之
株式会社アイダ設計	阿部 真寿美
日本工営株式会社	有元 龍一
ザインエレクトロニクス株式会社	飯塚 哲哉
株式会社みらいワークス	池田 真樹子
株式会社フューチャーリンクネットワーク	石井 丈晴
ペガサステックホールディングス株式会社	石黒 不二代
株式会社 I B J	石坂 茂
AGC 株式会社	石村 和彦
株式会社かんぼ生命保険	市倉 昇
株式会社フジタ	井出 達也
株式会社モンスターラボホールディングス	鯉川 宏樹
株式会社 LIFULL	井上 高志
かつこ株式会社	岩井 裕之
日本たばこ産業株式会社	岩井 睦雄
アステナホールディングス株式会社	岩城 慶太郎
株式会社イルグルム	岩田 進
株式会社ガイアックス	上田 祐司
株式会社 PKSHA Technology	上野山 勝也
株式会社マイネット	上原 仁
日本テクノ株式会社	馬本 英一
日油株式会社	梅原 尚也
リョービ株式会社	浦上 彰
株式会社大久保アソシエイツ	大久保 和孝
凸版印刷株式会社	大久保 伸一
株式会社ジャパン・メディカル・カンパニー	大野 秀晃
株式会社ケアネット	大野 元泰
デュポン ジャパン株式会社	大羽 隆元
日本アイ・ビー・エム株式会社	小野 健二
ピクスタ株式会社	恩田 茂穂

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

ANA ホールディングス株式会社	片野坂 真哉
株式会社 ETS ホールディングス	加藤 慎章
株式会社デジタルプラス	加藤 涼
ユナイテッド株式会社	金子 陽三
株式会社リビングプラットフォーム	金子 洋文
凸版印刷株式会社	金子 眞吾
株式会社マネーフワード	金坂 直哉
フューチャー株式会社	金丸 恭文
株式会社エル・ティー・エス	樺島 弘明
株式会社富士山マガジンサービス	KAMIYA ANTONIO
株式会社メディアドゥ	荻田 明史
株式会社ティーケーピー	河野 貴輝
株式会社大和証券グループ本社	木曾 慎二
キュービーネットホールディングス株式会社	北野 泰男
ブランディングテクノロジー株式会社	木村 裕紀
アディッシュ株式会社	久保 芳和
窪田製薬ホールディングス株式会社	窪田 良
サンフロンティア不動産株式会社	齋藤 清一
株式会社 GRCS	佐々木 慈和
株式会社テラスカイ	佐藤 秀哉
セーフィー株式会社	佐渡島 隆平
株式会社ビジョン	佐野 健一
株式会社 INCJ	志賀 俊之
株式会社スペースマーケット	重松 大輔
株式会社ベンチャーリパブリック	柴田 啓
株式会社アンビション DX ホールディングス	清水 剛
フォースタートアップス株式会社	志水 雄一郎
AppBank 株式会社	白石 充三
株式会社岡三証券グループ	新芝 宏之
株式会社エルテス	菅原 貴弘
ENECHANGE 株式会社	杉本 拓也
株式会社ウィルズ	杉本 光生
帝人株式会社	鈴木 純
エステー株式会社	鈴木 貴子
株式会社アトラエ	鈴木 秀和
株式会社エニグモ	須田 将啓

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

EPS ホールディングス株式会社	関谷 和樹
オイシックス・ラ・大地株式会社	高島 宏平
矢作建設工業株式会社	高田 恭介
株式会社ブイキューブ	高田 雅也
株式会社 Photosynth	高橋 謙輔
株式会社ブレインパッド	高橋 隆史
HEROZ 株式会社	高橋 知裕
株式会社ピーバンドットコム	田坂 正樹
株式会社ポピンズ	田中 博文
東京応化工業株式会社	種市 順昭
日本信号株式会社	塚本 英彦
寺田倉庫株式会社	寺田 航平
M&A キャピタルパートナーズ株式会社	十亀 洋三
株式会社イノベーション	富田 直人
株式会社 ZUU	富田 和成
BEENOS 株式会社	直井 聖太
株式会社 CARTA HOLDINGS	永岡 英則
株式会社リコー	中田 克典
株式会社 i-plug	中野 智哉
BEENOS 株式会社	中村 浩二
アライドアーキテクト株式会社	中村 壮秀
株式会社レアジョブ	中村 岳
株式会社シャノン	中村 健一郎
富士山マガジンサービス	西野 伸一郎
株式会社デジタルホールディングス	野内 敦
株式会社ビューティガレージ	野村 秀輝
Sansan 株式会社	橋本 宗之
中央日本土地建物株式会社	長谷川 正行
株式会社 LITALICO	長谷川 敦弥
AI CROSS 株式会社	原田 典子
日本マクドナルドホールディングス株式会社	日色 保
株式会社じげん	平尾 丈
ANA ホールディングス株式会社	平子 裕志
アステリア株式会社	平野 洋一郎
メドピア株式会社	平林 利夫
株式会社アシックス	廣田 康人

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

日本電気株式会社	藤川 修
株式会社 ID ホールディングス	船越 真樹
株式会社うるる	星 知也
GMO リサーチ株式会社	細川 慎一
株式会社キッツ	堀田 康之
monoAI technology 株式会社	本城 嘉太郎
株式会社鉄鋼ビルディング	増岡 聡一郎
凸版印刷株式会社	磨 秀晴
株式会社フィックスターズ	三木 聡
株式会社リクルートホールディングス	峰岸 真澄
株式会社イード	宮川 洋
株式会社モバイルファクトリー	宮寫 裕二
サントリーホールディングス株式会社	宮永 暢
レッドホースコーポレーション株式会社	宮本 隆温
株式会社フォーラム	三好 浩和
ファイザー株式会社	本山 明克
アジアクエスト株式会社	桃井 純
株式会社アバントグループ	森川 徹治
CChannel 株式会社	森川 亮
株式会社エアーフローゼット	森本 奈央人
クックビズ株式会社	藪ノ 賢次
株式会社ブイキューブ	山本 一輝
Chatwork 株式会社	山本 正喜
テクマトリックス株式会社	由利 孝
サイジニア株式会社	吉井 伸一郎
株式会社イオレ	吉田 直人
株式会社アイスタイル	吉松 徹郎
ベイシス株式会社	吉村 公孝
スカパーJSAT ホールディングス株式会社	米倉 英一
株式会社カナミックネットワーク	若林 賢也
株式会社ユーグレナ	若原 智広
株式会社 ACSL	鷺谷 聡之
株式会社ブロードエンタープライズ	渡邊 宗義

以 上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

第 55 回基準諮問会議（2025 年 11 月 17 日開催）で聞かれた意見

第 54 回企業会計基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）で提案されたテーマ「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関し、企業会計基準委員会（ASBJ）へ依頼した主にスタートアップの関係者の意見聴取について、ASBJ の川西委員長より実施状況の報告を受けた。これを受けて、意見聴取の状況や内容に関して、基準諮問会議委員の現時点での感触等が確認された。また、今後の進め方として、以下の点について意見交換が行われた。

- ① 公聴会の実施範囲の充分性
- ② 追加の情報収集に関する範囲
- ③ 次回の基準諮問会議の進め方

意見聴取の実施状況の報告及び事務局からの提案について、企業会計基準諮問会議の委員より主に以下の意見が聞かれた。

- 今回の意見聴取は会計基準としての改善が見込まれるかどうかという観点から行っていると、この改善には多様な解釈があると考えられる。今回の意見聴取を通じて、比較可能性の改善が最も重要な論点ではないかと考える。実際に、公聴会議事録や資料では「比較可能」という用語が頻出していた。企業会計基準委員会（ASBJ）の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」や国際会計基準審議会（IASB）の財務報告に関する概念フレームワークにおいて、比較可能性の質的特性の位置付けは基本的な質的特性よりも一段低いところにあるものの、利用者視点では特に重視される特性であると考えられる。公聴会で聞かれた意見の範囲では、機関投資家や格付機関等の利用者は自ら調整を行った上で企業分析や投資判断を行っているため、会計基準の変更による比較可能性の向上の便益は限定的である一方、日本の株価形成に大きな影響を持つ個人投資家を比較可能性の観点でミスリードしないことが重要であると考えられる。このため、解決策としては 2 案（①IFRS との整合性を図る会計基準の改正、②のれんの償却を継続する場合は、損益計算書本表で「のれん償却前営業利益」の表示を強制し、個人投資家へ浸透を図る方法）あると考える。この両案のコスト便益や提案者が求める時間軸やスピード感を比較検討することが重要であると考えられる。

今後の進め方については、日本基準適用企業と IFRS 任意適用企業双方の財務諸表作成者の意見聴取を行うことが望まれる。また、日本基準の企業と IFRS 任意適用企業との間で銀行の与信判断が少し異なるとの説明があったように思われるので、与信実務の問題なのか会計基準の問題なのかを銀行関係者に確認するほうがよいと考える。また、事務局提案のとおり仮に会計基準の見直しを行う場合の範囲・期間等、関連法制との関係、単体財務諸表への影響に関する追加情報の収集が必要であると考えられる。その上で、

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

2案を比較検討することが有効であると考えます。

- 意見聴取の目標は、のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更の提案により会計基準の改善に繋がるかどうかの結論を得ることであると理解している。今回の公聴会のASBJによる対象者への質問事項に対する回答を受けて、本提案により会計基準の改善に繋がるかどうかの判断の整理が非常に難しいと考えている。このため、次回の基準諮問会議においては、この整理を事務局から示すことをお願いしたい。また、会計基準の改善に繋がるかどうかについては、概念フレームワークに従った整理を行うことが有用であると考えます。具体的には、基本的な質的特性である目的適合性と忠実な表現の観点から整理を行った上で、補強的な特性である比較可能性及び理解可能性の観点から整理を行うことが有用ではないかと考える。忠実な表現の整理に関しては、ASBJではのれんの性質についてこれまで十分に議論を行ってきたため、のれんを償却する考え方と非償却とする考え方でどのような関係にあるのかを改めて整理する必要があると考えます。

また公聴会の実施範囲について、2024年4月から2025年3月までの有価証券報告書提出会社の日本基準適用企業のうち連結財務諸表で「のれん」を計上している企業は約1,400社あり、重要な会計上の見積りにのれんを記載している企業は650社、監査上の主要な検討事項(KAM)にのれんを記載している企業は480社あることから、今回のテーマ提案の内容はスタートアップ企業のみならず非常に多くの企業に影響すると考えられる。こうした中で、これまでの公聴会では財務諸表作成者の意見聴取対象者がスタートアップ企業のみになっている点に懸念がある。したがって、今後、より広くのれんを計上している日本基準適用企業に対しても意見聴取することを検討する必要があると考えます。

さらに、これまでの公聴会においてIFRS会計基準への移行コストが高いとの意見があったが、仮にのれんの非償却を導入する場合、減損会計のモデルの変更等の様々な会計基準の変更が必要になる可能性があるため、会計基準の変更による追加的なコストについても整理する必要があると考えます。

- 企業活動や経済的影響等に過度に配慮するような基準開発を行うと、日本の会計基準の中立性や信頼性等を損なってしまう可能性があるかと懸念している。したがって、会計基準の改正を行う場合は、少なくとも理論的な根拠を明確に示したうえで、基準間の理論的な整合性を維持していくことが不可欠であると考えます。

また、改正対象となる会計基準の範囲に関して、仮に既存の連結会計基準や企業結合会計基準についてのれんに関連する部分のみを改正すると、場当たりの会計基準の改正になる可能性が高いと思われる。このため、仮に改正を行うのであれば、無形資産会計の全体の枠組みを見直し、のれんがどのような位置付けになるかを検討することが我

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

が国の会計基準の理論性や中立性を強化できると考える。この検討は2009年に実施された「無形資産に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）や2013年の「無形資産に関する検討経過の取りまとめ」の蓄積を利用すれば、無形資産に関する会計基準の開発も不可能ではないと考えられる。

さらに、取得原価主義や原価配分の枠内での償却の位置づけが問題となると考える。かつてのIASBののれんの償却の有用性の議論においては、のれんの耐用年数を合理的に見積ることができるかが論点になっていた。現行のIAS第38号「無形資産」においても耐用年数が確定できるか否かで無形資産の償却方法が定められている。加えて、論点整理においても耐用年数が確定できない無形資産について議論されていることから、のれんの耐用年数をどのように扱うのかの問題は避けられない論点であると考えられる。

- パブリックな会計基準というルール設定においては、設定のプロセスが非常に重要であると考えられる。現行ののれんの会計処理を変更する場合、大きな会計基準の変更となるため、従来とは大きく事象が異なっている、あるいは大きな世の中の環境変化が生じているという前提が必要になると考えられる。したがって、のれんの会計処理を非償却に変更するかどうかについてはこの点を整理したうえで検討を進める必要があると考えられる。

また、のれんに関する会計基準の改正の影響は、機関投資家と個人投資家だけではなく、非公開企業の利害関係者にも影響があると考えられる。新規の株式公開（IPO）においては上場企業と同等の開示ルールに従った運用が必要であると考えられるが、非公開企業であるスタートアップ企業の財務諸表利用者に対して、公開企業と同様の会計基準が必要であるのかという論点もあると思われる。この点、のれんの償却・非償却の選択制は望ましくない一方、非公開企業のM&Aのように個人投資家が関与しない場合には、関係者が合意できるのであれば、非公開企業に特有で米国会計基準のようにのれんの償却の選択制を認めるような基準設定の方法もあるのではないかと考える。

- 公聴会における学識経験者及び財務諸表利用者においては、のれん非償却導入について賛否両論の意見があり、監査法人関係者においては、比較的中立の立場での意見が多かったと理解している。財務諸表利用者は、属性、業務内容、投資スタイルが多様であることに応じて財務諸表の利用方法や分析手法が異なるため、多様な意見が聞かれ、それぞれに優劣はないと理解している。一方、財務諸表作成者においては、多様な事業や経営戦略があることを踏まえるとのれんの償却・非償却について様々な意見があるように思われるが、これまでの公聴会ではのれんの非償却を支持する関係者の意見が中心であったように思われる。そこで、提案としては、①のれん償却を実施している日本基準適用企業に対して、のれんの償却についての考え方、仮にのれんの非償却とする場合の減損テストの厳格化等をどのように考えるかについての追加の意見聴取、②IFRS任意適用企業に対してIFRS適用による経営の変化や厳格な減損テストの実務についての追加

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

の意見聴取、③大手・準大手の監査法人以外の小規模な監査法人に対して仮にのれん非償却を導入した場合に想定される厳格な減損テストに係る内部統制の評価を含めた監査上の懸念や想定される監査工数の増加などについての追加の意見聴取をお願いしたい。また、会社法・税法等の関連諸法令に関する追加の情報収集については事務局の提案に賛成する。

今後の進め方については、会計基準の改善に繋がるかどうかの検討にあたっては、公聴会での関係者からの意見、これまでのASBJでの議論、様々な角度からの論点の整理を踏まえて、日本基準としてどのようなのれんの会計処理が広く日本企業の財政状態及び経営成績をより適切に示すことができるかという点について概念フレームワークに従って検討することが最も重要であると考えている。

- 公聴会を聞いての感想については、立場によって様々な意見があることはもともと想定されていたことであると思うが、そうした意見を踏まえても日本基準として会計基準の改善に繋がるのかどうかという目的をぶらさずに検討を進めていくことが必要と感じている。また、IASBやFASBにおいて、のれんの非償却を償却に変更しようとしたが変更に至らなかったことは、実務的な影響があることも非常に大きな理由であると思われる。現在、我が国ではその逆のパターンを検討しているので、テーマ提案者からは時間軸が示されていることを認識しつつも、拙速に決定できるテーマではないため十分な検討を実施する必要があると考える。また、本テーマはすべての企業に影響することであり、IASBやFASBにおいても非公開企業など小規模企業にはのれんの償却が認められていることから、減損テストや無形資産の識別の難しさという点も踏まえて実務的な実行可能性を十分に検討したうえで、議論を進めるべきと考える。

今後の進め方について、公聴会の実施範囲については、全体的なバランスの観点から、財務諸表作成者の意見を追加で聞きたいと考える。特にIFRS任意適用企業及び日本基準適用企業の中でのれんの計上が多い企業やM&Aを積極的に実施している企業に対する追加の意見聴取が必要と考える。また、一般論としてスタートアップ企業などではガバナンス・内部統制に関して改善余地のある企業があると認識しているため、このような企業が適切な企業価値評価や公正価値評価を実施できるのか、あるいは、無形資産の識別を適切に行うことができるのか、企業に十分なリソースがあるかどうかという点、さらに公正価値評価等を実施するための専門家が十分に足りているのかという点なども含めて実行可能性を検討する必要があるのではないかと考える。加えて、他の会計基準との関連性という点においても、無形資産の検討や固定資産の減損等との関係についての整理が重要であり、これらを含めて会計基準の改善に繋がるのかということも十分に検討する必要があると考える。

- 公聴会を踏まえての感触については、我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものにしていくという方向性でこれまで日本基準を議論してきた経緯があるため、本件につい

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

でもこの方向性に基づいて改めて議論を進めることが良いと考える。そのうえで、のれんの償却だけではなく無形資産の認識や関連する減損テストのあり方も含めた幅広い視点で検討を進める必要があると考える。

今後の進め方については、日本基準適用企業で海外の M&A を実施している財務諸表作成者及び海外投資家の目線の観点から意見聴取を実施していただきたい。

- 公聴会の感触については、のれんの非償却モデルへの移行、減損モデルへの移行は慎重であるべきと考える。財務諸表作成者としては、一度計上されたのれんの残高を減損でしか減らすことができないという会計基準には問題があるのではないかと考えている。公聴会においても個人投資家がのれんを意識することが非常に難しいという発言があったことも踏まえると、ネガティブサプライズ（想定外の下振れ要因）でしかのれんが会計処理できないという会計モデルに簡単に移行してはならないと考える。また、IFRS と同様の 1 ステップでの減損モデルに移った場合、のれんを計上していない有形固定資産のみ保有する企業にも影響があるとされ、影響が広範になるとの指摘もあったことから、慎重に判断すべきだと考えている。

今後の公聴会の実施範囲については、日本基準適用企業と IFRS 任意適用企業のそれぞれで、のれんや有形固定資産の残高が比較的に多額である財務諸表作成者に対して追加の意見聴取をお願いしたい。また、その他の進め方については、事務局の提案に賛成する。特に、減損モデルを移行した場合、単体財務諸表の有形固定資産等への影響が想定されるため、その影響分析も含めて分析を実施することが必要であると考えている。

- 今後の進め方について、単体財務諸表にも適用される可能性があるため、株主の利益の概念に影響することや税務等に影響することが重要であると考えている。利益の概念や利益の測定の基本思考に関わる重要なテーマであるため、慎重に進める必要があると考える。これらにより、今後の進め方については事務局の提案に賛成する。
- 公聴会を受けての感触・意見について、財務諸表の国際的な比較可能性が重要な論点であると再認識した。また、仮にのれんの非償却の検討を進めるのであれば、固定資産の減損会計の影響や無形資産の会計基準の開発などについて検討する必要があると考える。一方、のれんの償却・非償却の選択適用の論点については恣意性の介入や財務諸表の比較可能性の影響があると考えられるため、テーマアップの観点からは優先度が低いと考える。また、同様に、のれん償却費の計上区分の論点についても、テーマアップの観点からは優先度が低いと考える。

今後の進め方については、日本基準適用企業で M&A を活発に実施している財務諸表作成者に対して、経済活動の観点からのれんの償却・非償却をどのように考えているのかについて意見聴取の実施をお願いしたい。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- のれんを非償却とする場合、すなわち、のれんの評価を IFRS ベースで実施する場合には、現状の日本の減損会計基準について、変更対象になる考え方の部分を例示することは、今後の検討にあたり有用であると考えられる。ポイントを網羅することは難しいと思われるが、例えば、1ステップなのか2ステップなのか、減損の兆候の例、減損損失の計上区分などが対象となると考える。

これまでの公聴会において外国人投資家に対してのれんの償却を説明することは非常に難しいという意見や海外投資家が日本企業をスクリーニングする際に財務諸表の数字をそのまま使用していると思われるという財務諸表作成者の意見があった。一方で、機関投資家が国際比較する場合に開示情報をそのまま使用することはなく自社内で調整するという財務諸表利用者の意見があった。こうした食い違いがあるため、海外投資家が実際にどのような見方を行っているのかが気になった。

- 公聴会を受けての感触・意見について述べたい。テーマ提案者の追加資料では M&A 促進の重要性が触れられているが、総合商社にとっては M&A による事業の拡大が重要な成長の要素となってきており、今後もそうであると考えている。2000 年代初頭から米国会計基準を採用し、その後 2010 年に IFRS 会計基準に移行して現在に至っている中で、のれんが非償却である会計基準を採用し、多くの M&A を通じて会社規模が大きくなってきた歴史がある。のれんを非償却とする場合、短期的には減損損失によって損益が生じる問題、あるいはのれんの発生及び残高を適切に管理して健全なバランスシートを維持するための取組みを継続的に行う必要があるという問題があると認識しているが、のれんの非償却が M&A を後押しし、中長期な成長に繋がることは感覚として経験的に同意できる。今後の進め方については、より多くの意見を聴取し、本質的な会計基準の改善に繋がるように進めていただきたい。
- 公聴会を受けての感触・意見について、のれんの非償却を強く主張される方以外は、中立的な意見が多いという印象があり、現時点で会計基準の改善に繋がるかどうかという観点では判断が非常に難しいと考える。したがって、追加の情報収集を実施する事務局の提案に賛成する。特にのれんの非償却を導入した場合、それに併せて厳格な減損ルールを導入することについて日本基準適用企業の大多数がどのように考えているのかを丁寧に取り上げていただきたい。

審議の結果、議長より、事務局の提案及び審議において聞かれた意見を踏まえ、時間的な制約と対象者の同意の点でご要望いただいたすべての意見聴取を実施できるかは確約できないが、可能な限り追加的な意見聴取を企業会計基準委員会に依頼して進めていくとともに、事務局においてのれんを非償却とすることに伴う関連の改正から生じるコストなど幅広い影響も含めて会計基準としての改善に繋がるかどうかの評価を進める旨の発言がなされた。

以上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。